

光地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

平成28年4月1日

光地区消防組合

管理者 市川 熙

光地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下、「法」という。）第15条に基づき、光地区消防組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

I 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

II 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

III 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推

進するため、次のとおり目標を設定し、その達成に向けた取り組みを実施する。

目標：平成31年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上にすることを旨す。

IV 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期
上記Ⅲで掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- 平成28年度より、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加のための休暇制度等）に関する情報を取りまとめ、部内掲示板等で常時閲覧できる状態にする。
- 平成28年度より、男性職員の育児参加休業等取得の促進に向けて、所属長を中心として取得しやすい環境作りを行う。